

## 第三十二号

## 災害による県税の減免に関する条例の一部改正について

災害による県税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 災害による県税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による県税の減免に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「補てん」を「補填」に改め、「（昭和三十三年法律第二十六号）」の下に「第八条の四第一項の規定の例により計算した上場株式等に係る配当所得等の金額、同法」を加え、「株式等」を「一般株式等」に、「（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の金額又は租税特別措置法」を「の金額、同法第三十七条の十一第一項の規定の例により計算した上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同法」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に災害による被害を受けた者に係る事業税について適用し、同日前に災害による被害を受けた者に係る事業税については、なお従前の例による。

## 提案理由

租税特別措置法の一部が改正され、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が見直されたことに伴い、個人の事業税の減免を受けることができる災害被害者の合計所得金額の算定方法を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。